

過失割合所見書

作成日:平成27年4月10日
本書面作成代理人
静岡県田方郡函南町柏谷1019番地の53
行政書士 鍵山明夫

記入例

1. 本件事故

- ①事故の日時:平成27年4月1日午後2時頃
- ②事故の場所:静岡県田方郡函南町柏谷1019番地の53
- ③事故の当事者及び運転車両
加害者(甲)函南太郎:四輪車(車両登録番号:伊豆〇〇あ〇〇〇〇)
被害者(乙)柏谷次郎:徒歩
- ④事故の状況
別紙「事故発生状況報告書」参照

2. 概要

当書面は、別紙「事故現場調査報告書」に基づき、別冊判例タイムズ38号「過失相殺率の認定基準」(全訂5版)の基準を適用し、本件事故における過失割合に対する所見を記載したものです。

3. 過失割合所見

	被害者(乙)	加害者(甲)
交通手段	歩行者	四輪車
基本過失割合	10	—
修正要素	夜間	
	幹線道路	*
	横断禁止の規制あり	*
	直前直後横断、佇立・後退	
	住宅街・商店街等《※》	-5
	(歩)児童・高齢者	
	(歩)幼児・身体障害者等	
	集団横断	
	(車)の著しい過失	
	(車)の重過失	
	歩車道の区別なし《※》	-5
	本件の過失割合	0

記号説明)

*:修正要素として考慮しないもの

《※》:別紙「事故現場調査報告書」にて確認した修正要素

4. 添付資料

- (1)別冊判例タイムズ38号:図表【35】
- (2)事故発生状況報告書
- (3)事故現場調査報告書

5. 修正要素の解説

【夜間】

《意味》日没時から日出時までの時間

《本基準の修正要素として》

夜間以外の時間でも、トンネルの中、濃霧がかかっている場所その他の場所で、視界が
高速道路においては200m、その他の道路においては50m以下であるような暗い場所も含む

【直前直後横断、佇立・後退】

《意味》

歩行者が、車両の直前・直後で道路を横断すること

特段の事情なく立ち止まったり、後退したりすること

【住宅街・商店街等】

《意味》人の横断・通行が激しいか、又は頻繁に予測される場所

《具体例》工場・官庁街等における出退社の時刻、

オフィス街の小路、夜の盛り場、生活ゾーン、スクールゾーン等

《補足事項》人通りの絶えた深夜の住宅街・商店街等や、

郊外の道路沿いに周囲と間隔を空けて住宅・商店がある場所は含まれない

【児童】

《意味》6才以上13才未満の者

【高齢者】

《意味》おおむね65才以上の者

【幼児】

《意味》6才未満の者

《補足事項》児童及び幼児は、監護者の付添の有無は考慮しない

【身体障害者等】

《意味》身体に障害がある者で、かつ、つえを携えている等によって外形的に認識できる者

【集団横断】

《意味》歩行者が集団で道路を横断・通行すること

《具体例》集団登下校

《補足事項》集団とは、数人が外形的に見て同様の行動をしていれば足りる

【(車)の著しい過失】

《意味》基本の過失相殺率を定めるに当たっては、事故態様ごとに通常想定される過失を

考慮に入れているから、事故態様ごとに通常想定されている程度を超えるような過失をいう

《車両一般の著しい過失の例》

・脇見運転等の著しい前方不注視

・著しいハンドル・ブレーキ操作不適切

・携帯電話等を通話のため使用したり、画像を注視したりしながら運転すること

・おおむね時速15km以上30km未満の速度違反(高速道路を除く)

・酒気帯び運転等

【(車)の重過失】

《意味》著しい過失よりも更に重い、故意に比肩する重大な過失をいう

《車両一般の重過失の例》

・酒酔い運転、居眠り運転、無免許運転

・おおむね時速30km以上の速度違反(高速道路を除く)

・過労、病気及び薬物の影響その他の理由により正常な運転ができないおそれがある場合等

【歩車道の区別のある道路】

《意味》歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯と車道との区別のある道路

「十分な幅員を有する路側帯」とは、おおむね1m以上の幅員のある路側帯

【歩車道の区別なし】

《意味》上記「歩車道の区別のある道路」以外の道路